様式第３号（第４条関係）

補助金の交付申請に関する誓約書

１　移住・定住促進事業に関する報告及び立入調査について、甲賀市から求められた場合には、それに応じます。

２　移住・定住促進事業補助金交付申請書での申請日から５年間、甲賀市が住民基本台帳等を使用して、居住及び転出先確認を行うことに同意します。

３　以下の場合には、県要綱及び甲賀市移住・定住促進事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）　移住・定住促進事業補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判

明した場合：全額

（２）　移住・定住促進事業補助金の申請日から３年未満に甲賀市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）　移住・定住促進事業補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）　移住・定住促進事業補助金の申請日から３年以上５年以内に甲賀市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）　移住・定住促進事業補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

年　　月　　日

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞